

春日部市国民健康保険保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険保険給付費支払基金条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
春日部市国民健康保険 <u>財政調整</u> 基金条例 (設置) 第1条 <u>国民健康保険税負担の年度間の平準化を</u> <u>図る</u> ため、地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条第1項の規定に基づき、国民健康保険の <u>財政調整</u> 基金（以下「基金」という。）を設置 する。	春日部市国民健康保険 <u>保険給付費支払</u> 基金 条例 (設置の目的) 第1条 <u>国民健康保険の保険給付費支払金の不足</u> <u>に充当する</u> ため、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第241条第1項の規定に基づき、国民健康 保険の <u>保険給付費支払</u> 基金（以下「基金」とい う。）を設置する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。